

熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項

(目的)

第1条 県は、林業経営の改善若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）の定めるところによるほか、この要項の定めるところにより林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金を貸し付ける。

(貸付限度額並びに償還の期間)

第2条 林業・木材産業改善資金の貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあっては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ1億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要なものとして知事が農林水産大臣と協議した場合にあつては、当該協議をして定めた額とする。

2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあつては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間とする。

貸付内容	償還期間 (据置期間)
一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
二 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項に伴う改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合	15年以内 (3年以内)

三 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 2 項第 2 号ロの措置を実施するのに必要な同法第 13 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる措置を実施するのに必要な同法第 9 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
五 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 17 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 19 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
六 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 4 項第 2 号の措置を実施するのに必要な同法第 10 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
七 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 9 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 11 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
八 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意を得た計画に従って同条第 6 項第 1 号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
九 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第 15 号に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 16 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)

3 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 37 条第 2 項の規定に基づき経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第 2 条の規定に基づき、第 2 項の表の第 1 号の左欄に掲げる場合にあつては、右欄に掲げる償還期間を 3 年延長して適用するものとする。

(借受資格)

第3条 林業・木材産業改善資金の借受者たる資格を有する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 林業従事者たる個人
 - (2) 木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）
 - (3) 前2号に掲げる者の組織する団体
 - (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）
- 2 借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
- (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。
 - (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

(貸付資格の認定)

第4条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、知事による貸付資格の認定を受けなければならない。

- 2 貸付資格の認定を受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（別記第1号様式。以下「認定申請書」という。）をその者の住所地又は主たる事務所の所在地（以下「住所地等」という。）をその担当地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第1項第2号の事業を行う木材事業協同組合であつて、法第14条に規定する事務委託機関から当該事務の一部を再委託された者（以下「事務再委託機関」という。）を経由して知事に別に定める部数を提出するものとする。ただし、その者の住所地を含む事務再委託機関がない場合、又はその者が事務再委託機関の構成員でない場合にあつては、法第20条第1項の事務委託機関を経由して知事に提出することができる。
- 3 前項の規定による認定申請書の提出を受けた事務再委託機関又は事務委託機関は、貸付資格認定の申請をした者（以下「認定申請者」という。）の住所地等を管轄する地域振興局長に当該認定申請書を送付するものとする。
- 4 地域振興局長は、前項及び次項の規定による認定申請書の送付があつたときは、当該認定申請書に意見書（別記第2号様式）を添え、知事に送付するものとする。
- 5 認定申請者は、やむを得ない理由により認定申請書を事務再委託機関又は事務委託機関に提出することが困難であると知事が認めるときは、直接地域振興局長に認定申請書を提出するものとする。

6 知事は、林業・木材産業改善措置の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、認定申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、別に定める林業・木材産業認定・貸付審査会の意見を聴いて、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

- (1) 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することを行い、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）
- (2) 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することを行い、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）
- (3) 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。）
- (4) 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。）
- (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）
- (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）

7 知事は、前項の規定による認定に当たっては、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、林業・木材産業改善措置に係る事業（以下単に「事業」という。）が、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付後3か月以内（森林施業の継続した実施、研修等3か月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間）に完了すると見込まれるものであることを勘案するものとする。

8 知事は、貸付資格の認定をした場合には、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（別記第3号様式。以下「資格認定書」という。）を申請者に交付するとともに、その旨を地域振興局長並びに事務再委託機関及び事務委託機関（以下「委託事務処理機関」という。）に通知するものとし、認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者、地域振興局長及び事務委託処理機関（認定申請書が直接地域振興局長に提出された場合にあつては、地域振興局長）に通知するものとする。

（県による貸付け）

第5条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者で、県から直接貸付けを受けることを希望するものは、認定申請書と併せ、林業・木材産業改善資金貸付申請書（別記第4号様式。以下「貸付申請書」という。）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、貸付資格の認定審査と一体的に審査し、別に定める林業・木材産業認定・貸付審査会の意見を聴いて貸付けの決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（別記第5号様式）を資格認定書と併せ申請者に交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 前条第2項から第5項まで及び第8項の規定は、貸付けについて準用する。この場合「貸付資格の認定」は「貸付け」と、「貸付資格認定書」は「貸付決定書」と読み替えるものとする。
- 5 県からの林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。
- 6 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。
- 7 県から貸付けを受けようとする者が林業従事者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。
- 8 県から貸付けを受けようとする者は、知事が必要と認めて担保を求めた場合は、担保を提供しなければならない。
- 9 知事が必要と認めて担保を求める基準等については、別に定めるものとする。
- 10 貸付申請者は、第3項の貸付決定通知書を受け取ったときは、林業・木材産業改善資金借用証書（別記第6号様式）を委託事務処理機関を経由して知事（貸付申請書が直接地域振興局長に提出された場合にあつては、直接知事）に提出しなければならない。
- 11 知事は、借受者から借用証書の提出があつたときは、委託事務処理機関を経由して貸付金を交付するものとする。

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

- 第6条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者で、融資機関から貸付けを受けることを希望する者は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書（別記様式第7号。以下「借入申込書」という。）を提出するとともに、借入申込書の写しを添えて貸付資格認定申請書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、申請に係る貸付資格の認定の可否を申請者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関（以下この条において単に「融資機関」という。）に通知するものとする。
 - 3 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（別記様式第8号）を提出するものとする。
 - 4 知事は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、林業・木材産業改善資金認定・貸付審査会の意見を聴いたうえで、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（別記様式第9号）を交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決

定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。

- 5 融資機関は、知事から林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（別記様式第10号）を交付するものとする。
- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（別記様式第11号）を提出するものとする。
- 7 県貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（別記様式第12号）を知事に提出するものとする。
- 8 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件とそれぞれ同一条件であることとする。
- 9 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書（別記様式第13号）により行うものとする。この場合、融資機関は当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
- 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として借受者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- 11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
 - (1) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合
- 12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。
- 13 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするときの第1項の規定の適用については、同項中「を添えて貸付資格認定申請書」とあるのは、「及び資格認定書の写し」とする。

（事業実施報告等）

第7条 借受者は、事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（別記第14号様式。以下「実施報告書」という。）を貸付けを受けた機関（知事（この場合地域振興局長を経由して）又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出しなければならない。なお、共同で貸付けを受けた場合には、実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

- 2 実施報告書を受理した地域振興局長は、確認調査者を任命して実施内容の調査を行わせ、「事業実施結果確認報告書（別記第15号様式）」による報告を求めるものとする。
- 3 融資機関は、実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記第16号様式）を提出するものとする。
- 4 実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。

（貸付資格認定の取消し）

第8条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、借受者が林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書（別記第17号様式）により当該借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行うものとする。

（貸付金の償還）

第9条 償還金の支払方法は、償還期間を1年以内とした貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦支払の方法によるものとするが、据置期間を設けた貸付金にあつては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により償還を行うことを原則とするものとする。

- 2 知事は、償還金、繰上償還金、期限前償還金又は違約金（以下「償還金等」という。）の徴収を行うに当たっては、償還期日及び県の指定する支払期日の2週間前までに納入通知書を事務委託機関又は融資機関に送付するものとし、事務委託機関に係る貸付金については、事務再委託機関を通じて借受者に送付するものとする。ただし、申請書を事務委託機関に提出した借受者については事務委託機関から送付するものとし、申請書を地域振興局長に提出した借受者については本人に直接送付するものとする。
- 3 前項の納入通知書の送付を受けた借受者又は融資機関は、支払期日までに償還金等を委託事務処理機関又は県に納入しなければならない。

（償還方法の変更）

第10条 借受者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとする場合（次条、第12条、第13条又は第14条の規定による償還方法の変更を除く。）は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（別記第18号様式。以下「償還方法変更申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 知事は、償還方法変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書（別記第19号様式）により申請者に通知するものとする。なお、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 融資機関は、償還方法変更申請書を受領したときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書（別記第20号様式）を提出するものとし、知事は、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書（別記第21号様式）を融資機関に交付し、融資機関は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書により借受者に通知するものとする。なお、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（繰上償還）

第11条 借受者は、繰上償還しようとするときは、林業・木材産業繰上償還通知書（別記第22号様式）を融資機関又は委託事務処理機関を経由して知事に提出するものとする。

2 融資機関は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出するものとし、繰上償還金を受領した場合には、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとする。

（事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還）

第12条 借受者は、事業の実施の結果、借り受けた林業・木材産業改善資金に余剰が生じた場合には、速やかに、繰上償還を行わなければならないものとする。

2 融資機関は、前項の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとし、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書（別記第23号様式）を提出するものとする。

（期限前償還）

第13条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 第12条第2項の規定は、融資機関が期限前償還による償還金を受領した場合に準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。

- (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
- (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による林業・木材産業改善資金の償還を第14条第1項の規定により猶予していたことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(償還猶予)

第14条 法第10条の規定により償還金の支払猶予を申請しようとする者は、林業・木材産業改善資金償還猶予申請書（別記第24号様式）を償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の40日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。ただし、災害又は貸付けを受けた者の死亡等により40日前までに提出することが困難であると知事が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の申請手続については、第4条の規定を準用する。

3 知事は、第1項の規定による償還猶予申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、相当と認めたときは償還金の支払猶予の決定を行うものとする。

4 知事は、前項の規定により償還金の支払猶予の決定を行ったときは、林業・木材産業改善資金償還猶予決定通知書（別記第25号様式）を償還金の支払猶予の申請をした者に交付するものとする。この場合における償還金の支払猶予の決定の通知については、第4条第8項の規定を準用する。

5 融資機関は、第1項の規定による償還猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（様式第26号）を提出するものとし、知事は、これを相当と認めた場合は、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（様式第27号）を交付し、融資機関は林業・木材産業改善資金償還猶予決定通知書により申請者に通知するものとする。

(違約金)

第15条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、徴収した金額につき、速やかに、県に納付するものとする。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。

3 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が前条第1項の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への支払の当日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

(事務の委託)

第16条 知事は、この要項に基づく貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び償

還金の支払猶予の決定を除く。)の一部を熊本県森林組合連合会及び熊本県木材事業協同組合連合会(この場合において、事務の委託を受けた団体を「事務委託機関」という。)に委託するものとする。

- 2 前項の委託を受けた熊本県森林組合連合会又は熊本県木材事業協同組合連合会は、自己の責任において委託を受けた事務の処理をその構成員である森林組合又は木材事業協同組合に再委託することができるものとする。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)による貸付対象者)

第17条 法第3条第1項の林業従事者等(以下「林業従事者等」という。)のほか、法において林業従事者等に認められている範囲内で、農商工等連携促進法第4条第2項第2号ロの林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置(以下「改善措置」という。)を支援するための措置(以下「支援措置」という。)を行う農商工等連携促進法第12条第1項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)を貸付対象者とする。ただし、認定中小企業者が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合であって、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業(以下「農商工等連携事業」という。)として連携先の林業従事者等に対する支援措置を行う場合には、当該団体である認定中小企業者も貸付対象者として認められる。

(農商工等連携促進法による貸付資格の認定)

第18条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする認定中小企業者は、あらかじめ国から認定を受けた農商工等連携促進法第5条第3項の農商工等連携事業計画(以下「認定農商工等連携事業計画」という。)を申請書に添え、知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けるものとする。

- 2 知事は、認定農商工等連携事業計画に、支援措置であって、次のアからウまでのいずれかに該当する内容が含まれる場合には、認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員(以下「認定中小企業者等」という。)の行う当該措置を改善措置とみなし、当該認定中小企業者に対し林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を行うものとする。

ア 林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置又は立木の取得

認定中小企業者等が、連携先の林業従事者等に代わって当該林業従事者等の行う林業経営又は木材産業経営に必要な施設を設置し、又は立木を取得し、当該林業従事者等に提供することをいう。この施設は、例えば、プロセッサ、タワーヤード等の林業機械や、集成材製造施設、人工乾燥施設等の林産物の加工に用いられる機械等である。

なお、連携先の林業従事者等が団体(森林組合、森林組合連合会、森林組合の出資する子会社等)である場合には、この連携先の林業従事者等とは、その団体の直接又は間接の構成員である林業従事者等のうち当該認定農商工等連携事業を実施する者を含む(以下イ及び

ウにおいて同じ。)

イ 農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良、造成又は取得(以下「改良等」という。)

認定中小企業者等が連携先の林業従事者等の林産物を原料又は材料として相当程度取り扱うことにより、当該林業従事者等の改善措置を支援する効果を有する加工の用に供する施設の改良等をいう。

この相当程度の具体的な判断基準については、当該加工施設において取り扱う林産物のうち連携先の林業従事者等の林産物が占める割合が事業初年度において概ね30%以上とし、農商工等連携事業計画の実施期間内に概ね過半となることとする。また、同計画を確実に実施する観点から、以下の①及び②のすべての要件を満たすものとする。

① 連携先の林業従事者等が、農商工等連携事業を実施するために新規又は拡大して林産物を生産する場合には、認定中小企業者等は、その新規又は拡大して生産された林産物を可能な限り引き受けること。

② 認定中小企業者等と連携先の林業従事者等とは、安定的な取引関係を構築するため、農商工等連携事業を実施する期間は、取引契約を継続すること。

なお、①及び②の要件を満たさない場合において、法第9条第1号の貸付金の目的外使用に該当するときは、同条の規定に基づき、期限前償還を請求することがある。

ウ 農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等

連携先の林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等のことをいう。

この「相当程度」の要件については、上記イの①及び②の規定を準用する。

(農商工等連携促進法による県の融資機関への貸付け)

第19条 農商工等連携促進法第13条第3項及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令第3条第2項により、農商工等連携促進法第13条第2項の林業・木材産業改善資金を借り受ける場合の据置期間が5年に延長されたことに伴い、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する県の貸付けの条件の基準については、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和51年政令第131号)第7条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、その据置期間を6年以内とする。

(雑則)

第20条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成15年12月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年10月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年4月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年11月12日から施行し、令和3年10月5日から適用する。

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
（林業・木材産業改善措置に関する計画書）

年 月 日

熊本県知事

様

住 所 〒
 電話番号
 氏 名
 （会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
 代表者の氏名）

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目的

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙2
林業労働に従事する者の確保		別紙3

（注）林業・木材産業改善措置の目的及び申請者の区分に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙4
森林施業の実施に係るもの		別紙5
権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得		別紙6

（注）林業・木材産業改善措置の内容に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。

3 林業・木材産業改善措置の実施時期

項 目 (注3)	年度別の事業量(注4)				年度	年度	林業・木材産業改善措置の対象(注5)
	年度 (月 日)	年度	年度	年度			

（注）1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外

- の措置についても必要に応じ記載すること。
- 2 2表の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。
 - 3 項目の欄には、例えば、〇〇機械の導入、〇〇での間伐の実施、〇〇から立木の購入等と記載すること。
 - 4 年度別の事業量欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を（ ）書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。
 - 5 林業・木材産業改善措置の対象の欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、○を付すこと。

4 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円(年月日現在)				資金内訳			
区分	総事業費(注1)			計 (注2)	改善 資金	その他の 借入金	自己 資金
年度							
年度							
年度							
年度							
合計							

(注) 1 総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。

2 総事業費の計の各年度の合計欄は、2(1)林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

- 1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。
- 2 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する改善計画の認定書の写しを添付すること。
- 3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。
- 6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の写しを添付すること。
- 7 上記1～6のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙1〔林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
従業員数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金(法人のみ)	万円	万円
資本装備の状況(注1)		
生産等の状況(注2)		
年間収入 (法人の場合、年間売上高)(注3)	万円	万円
年間所得 (法人の場合、年間営業利益)(注3)	万円	万円

- (注) 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。
 2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。
 3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目(注1)	現状(注2)	目標(注2)	(1)との関係(注3)

- (注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。
 2 現状及び目標の欄は、改善項目の現状と目標を原則として数値で記載すること。
 3 (1)との関係の欄は、本目標と(1)で記載する年間収入(売上高)又は年間所得(営業利益)との関係を記載すること。

別紙2〔林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現 状	目 標
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

(注) 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

項目	現 状	目 標
従業員数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有安全衛生施設		
労働災害防止(注2)		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

別紙3〔林業労働に従事する者の確保を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

項 目	現 状	目 標
従 業 員 数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保(注2)		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働従事者の確保の欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年(例えば40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と目標を記載すること。

別紙4 [機械・施設の導入の場合]

林業・木材産業改善措置の内容

_____年度

項目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目的		
品目		
メーカー		
型式		
規格・能力等		
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台数	台	台
単価	—	円
所要額	—	円
その他の (注2)	処分方法(廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古(年製造) ③購入・賃貸

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更すること。

2 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5〔森林施業の実施に係るものである場合〕

林業・木材産業改善措置の内容

年度

項 目		内 容					
目 的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり(注2)					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	齢 級	面 積	材 積	延 長	所要額
間 伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路 の開設 ・改良							
	計						
合 計							

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 施業対象森林の概要は、所在地、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

別紙6 [権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものである場合]

林業・木材産業改善措置の内容

年度

伐採対象立木(注2,3)											取得 予定 年月 日	取得 対象 立木 (注5)	所要額
立木所 有者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積									
	市町村	地番	林小班	人工林(注4)			天然林(注4)			計			
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積		材積		
計													

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
 3 林小班ごとに記載すること。
 4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。
 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。
 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(添付資料)

- 1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 2 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

林業・木材産業改善資金貸付（償還猶予）に対する意見書

年 月 日

地域振興局長

1 申請者住所氏名

2 申請者の概要

事業別	林業等 従業 日 数	森林面積	加 入 (森組事協) 組合名	林業経営又は 木材産業経営意欲	備考
林業	人	ha		旺盛 A 普通 B 低い C	
木材産業					

3 資金（猶予）の必要性

(1) 申請者の現状及び問題点

(2) 本資金貸付（償還猶予）による改善点及び予測される効果

4 総合判断

債権保全からみた判断	改善措置を次のように 判断する	貸付（猶予）を次のよ うに判断する	そ の 他 所 見
適 ・ 不適	適 ・ 不適	適 ・ 不適	

別記第 3 号様式（第 4 条第 8 項関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、 年 月 日に提出された申請については、これを認定します。

別記第4号様式(第5条第1項関係)

林業・木材産業改善資金貸付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項第5条の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

申請者	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名(名称及び代表者名)	()		年 月 日生	歳	
	事業の概要				設立の時期 (個人の場合は事業開始時期)	年 月 日

償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業の内容及び金額			
			事業内容	事業量	事業費	申請額
年	年	年 月 日			千円	千円

償還計画	償還月日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
		1年目(令和 年)	千円	6年目(令和 年)	千円	11年目(令和 年)	千円
		2年目(令和 年)	千円	7年目(令和 年)	千円	12年目(令和 年)	千円
		3年目(令和 年)	千円	8年目(令和 年)	千円	13年目(令和 年)	千円
		4年目(令和 年)	千円	9年目(令和 年)	千円	14年目(令和 年)	千円
		5年目(令和 年)	千円	10年目(令和 年)	千円	15年目(令和 年)	千円

連帯債務者	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名	()		年 月 日生	歳	

連帯保証人	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名	()		年 月 日生	歳	
	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名	()		年 月 日生	歳	
	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名	()		年 月 日生	歳	

担保物件の有無	担保物件の内容
有・無	

※以下の欄は関係機関が記入すること。

受理機関名	受理年月日
事務(再)委託機関	年 月 日

市町村		年	月	日
林業事務所等		年	月	日

別記第5号様式（第5条第3項関係）

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

林業・木材産業改善資金の貸付については、熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項第5条第3項の規定により下記のとおり決定します。
なお、この貸付には特約条項を付します。

第 年 月 日

様 熊本県知事

事務委託機関		事務再委託機関	地域振興局名	年度	回次	貸付番号	貸付金額	千円
森連	木連							
償還年数 年	うち据置期 間 年							

償 還 方 法	償 還 期 日			金 額	
	第 1 回 償 還	年	月	日	円
	第 2 回 償 還	年	月	日	円
	第 3 回 償 還	年	月	日	円
	第 4 回 償 還	年	月	日	円
	第 5 回 償 還	年	月	日	円
	第 6 回 償 還	年	月	日	円
	第 7 回 償 還	年	月	日	円
	第 8 回 償 還	年	月	日	円
	第 9 回 償 還	年	月	日	円
	第 10 回 償 還	年	月	日	円
計				円	

連 帯 保 証 人	借用書提出期限	貸 付 日
	年 月 日	年 月 日

収入印紙
貼 付

林業・木材産業改善資金借用証書

1 借受条件等

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	

借用金額	
資金の内容	
資金の使途	
利率	無利子
法定最終償還期日	
支払場所	
備考	

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし金 円、以後年 月 日を最終日として、毎年 月 日、月 日、・・・に毎回金 円あて償還する。

2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2				
・				
・				

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。については、県貸付規程、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日
熊本県知事 様

債務者 住所
氏名 印

連帯債務者 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

別記第7号様式(第6条第1項関係)

林業・木材産業改善資金借入申込書

年 月 日

融資機関の代表者 様

熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項第6条の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の借入を申し込みます。

申請者	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名(名称及び代表者名)		()	年 月 日生	歳	
	事業の概要				設立の時期 (個人の場合は事業開始時期)	年 月 日

償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業の内容及び金額			
			事業内容	事業量	事業費	申請額
年	年	年 月 日			千円	千円

償還計画	償還月日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
		1年目(平成 年)	千円	6年目(平成 年)	千円	11年目(平成 年)	千円
		2年目(平成 年)	千円	7年目(平成 年)	千円	12年目(平成 年)	千円
		3年目(平成 年)	千円	8年目(平成 年)	千円	13年目(平成 年)	千円
		4年目(平成 年)	千円	9年目(平成 年)	千円	14年目(平成 年)	千円
		5年目(平成 年)	千円	10年目(平成 年)	千円	15年目(平成 年)	千円

連帯債務者	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名		()	年 月 日生	歳	

連帯保証人	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名		()	年 月 日生	歳	
	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名		()	年 月 日生	歳	
	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名		()	年 月 日生	歳	

担保物件の有無	担保物件の内容	農林漁業信用基金の債務保証の有無
有・無		有・無

改善資金の過去の借入状況	借入年度	貸付決定番号	資金の用途	総事業費(円)	借入額(円)	現在償還残額(円)

※以下の欄は融資機関が記入すること。

受理機関名	受理年月日
-------	-------

	年 月 日
--	-------

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名 称
代表者

林業・木材産業改善資金助成法第 3 条第 2 項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項第 6 条の規定により、申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

(参考)

- * 各林業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付する。
- * 借受申請者 1 名につき、1 枚の申請書とする。

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

融資機関の代表者 様

熊本県知事

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについては、
下記のとおり決定します。

記

借受者 住所氏名	
-------------	--

資金の内容	
資金の用途	

貸付金額
千円

貸付決定日	貸付決定番号

*償還計画を別途作成添付

林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書

様

名称 融資機関
代表者

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、
下記のとおり決定します。

記

1 貸付決定番号

2 借受者 住所
氏名
連帯債務者 住所
氏名
(連帯保証人) 住所
氏名

3 貸付決定金額 円

4 償還期間 年（据置期間 年）
償還方法
償還期日 月 日

5 償還計画

回	償還期日	償還額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
・			
・			

6 その他の貸付条件

- (物的担保)
- (独立行政法人農林漁業信用基金による保証)
- (その他)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

熊本県知事 様

名 称

代表者

印

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあった林業・木材産業改善
資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額

円

収入印紙
添付

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

熊本県知事

様

第 年 月 日

(融資機関)
名 称

代表者

(印)

- 1 貸付決定日及び貸付決定番号
- 2 林業・木材産業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 3 林業・木材産業改善資金に係る法令、国の通知及び県の貸付規程、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 4 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

※各林業従事者等ごとの貸付決定通知書償還計画の写し

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者（以下「乙」という。）は熊本県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産若しくは再生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) 乙が県貸付規程及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還金すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(転貸債権の質入)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(合意管轄)

第11条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき熊本市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

収入印紙
添付

林業・木材産業改善資金借受者借用証書

貸付決定日	
貸付決定番号	

1 借受条件等

借用金額	
資金の内容	
資金の使途	
利率	無利子
償還期限	
支払場所	
備考	

元金は、 年 月 日までを据置き、 年 月 日を初回とし金 円、
以後毎年 月 日に毎 回 金 円あて償還する。

2 償還計画 ※林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書償還計画の写し

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。については、県貸付規程、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日

融資機関の代表者

様

債務者 住所

氏名

印

連帯債務者 住所

氏名

印

(連帯保証人) 住所

氏名

印

(期限前償還)

- 第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という)は、(以下「甲」という)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。
- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外に使用したとき。
 - (2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
 - (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
 - (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
 - (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
 - (6) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
 - (9) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
 - (10) 乙が貸付規程及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
 - (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは物上保証人(以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合

(調査)

第4条 乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 乙及び丁は、甲の役職員その他甲の依頼を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代理者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代理者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

熊本県知事

貸付決定機関の代表者 様

住 所 〒

電話番号

氏 名

〔会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

なお、事業計画における内容等については、林業・木材産業改善資金資格認定申請書（変更承認を受けていれば「林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書」）の記載内容と同様です。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	
資金借受年月日	年 月 日
借受金額	千円

2 資金調達の実績

区分	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業 改善資金	自己資金	その他 ()
実績	円	円	円	円

(注) 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

3 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
事業実施場所	

(注) 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施した場合のみ記入すること。

事業実績				
内容	数量	単価	支払金額	領収書番号
		円	円	
申請時の計画と実績の相違点とその理由				

- (注) 1 内容欄には、貸付対象の機械・施設名(型式、規格等)、作業路の延長、森林面積等を詳細に記入すること。また、竣工写真及び領収書の写しを添付すること。
- 2 研修の場合は、研修実施機関における修了や受講を証明する書類等の写しを添付すること。

※以下の欄は確認を行った関係機関が記入すること。

事業費等の確認

貸付対象機械等の適否				
貸付決定額の確認	貸付決定額	円		
	貸付超過額	円		
	貸付超過の場合の処理経過			
確認の証明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>確認した機関名(責任者) □</p>			

(注) 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

林業・木材産業改善資金事業実施結果確認報告書

年 月 日

地域振興局長 様

課 ・ 職 ・ 氏名

（借受者）に貸付けた林業・木材産業改善資金に係る事業の実施結果を下記のとおり確認したので報告します。

記

1 貸付状況

借受者	住所		資金名	
	氏名又は名称			貸付決定年月日 貸付決定番号

2 事業実施の状況

事業着工 年月日		事業完了 年月日		事業実施 場所	
-------------	--	-------------	--	------------	--

3 資金の調達実績

総事業費	資金調達区分			備考
	林業・木材産業改善資金	自己資金	その他	
円	円	円	円	

4 確認事項の調査結果

(1) 適	(2) 一部不適	(3) 不適

(注) (2) (3) の場合は、理由・処理経過等を記入すること。

5 確認写真の添付

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

熊本県知事 様

名 称 融資機関

代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金により、林業・木材産業改善資金貸付業務を実施したので、林業・木材産業改善資金貸付規程第 条の規定により下記のとおり書類を添えて報告します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額		貸付実行日	

（別添）

各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付

林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書

様

熊本県知事

年 月 日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、熊本県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

--

(注)融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知書の写しを送付すること。

林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書

熊本県知事

融資機関の代表者 様

債務者 住所
氏名 _____

連帯債務者 住所
氏名 _____

(連帯保証人) 住所
氏名 _____

年 月 日付けで貸付決定を受けた下記の林業・木材産業改善資金について償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

3 変更理由

--

林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書

様

熊本県知事
融資機関の代表者

年 月 日付けで申請のあった下記の林業・木材産業改善資金の償還方法の変更の申請については、下記のとおり承認します。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

3 連絡事項

--

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

変更理由

--

(別添)

各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の写しを添付

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書

第 号
年 月 日

融資機関の代表者 様

熊本県知事

年 月 日付けで貸し付けた林業・木材産業改善資金県貸付金については、年 月 日付け申請に基づき、下記のとおり、償還方法の変更を承認したので通知します。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

連絡事項

--

林業・木材産業改善資金繰上償還通知書

熊本県知事

様

債務者	住所 氏名 _____
連帯債務者	住所 氏名 _____
（連帯保証人）	住所 氏名 _____

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり繰上償還しますので、熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項第11条の規定により通知します。

記

1 繰上償還額 _____ 円

（借り受けている資金）

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

（1）借受残額一括償還

（2）借受残額一部繰上償還

（内訳）

3 繰上償還理由

4 償還計画

（変更前）

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

（変更後）

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

（注）本通知書は、借用証書に添付すること。

林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書

年 月 日

熊本県知事 様

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり繰上償還しますので、林業・木材産業改善資金貸付規程第 条の規定により通知します。

記

1 繰上償還額 _____ 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

(1) 借受残額一括償還

(2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

3 繰上償還理由

--

4 償還計画

(変更前)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(注)本通知書は、借用証書に添付すること。

林業・木材産業改善資金償還猶予申請書

熊本県知事 様

債務者 住所 _____
 氏名 _____
 (連帯債務者) 住所 _____
 氏名 _____
 (連帯保証人) 住所 _____
 氏名 _____

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

(変更理由)

(添付書類) 被災等を証明する書類

2 償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(支払猶予後の借受残高の償還方法)

林業・木材産業改善資金償還猶予申請書

熊本県知事 蒲島郁夫 様

債務者 住所
氏名

(連帯保証人) 住所
氏名

(連帯保証人) 住所
氏名

平成 年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり支払猶予を申請します。

記

平成 年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日					

(変更理由)

--

(添付書類) 被災等を証明する書類

2 償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
6	年 月 日		
7	年 月 日		
8	年 月 日		
9	年 月 日		
10	年 月 日		

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
6	年 月 日		
7	年 月 日		
8	年 月 日		
9	年 月 日		
10	年 月 日		

(支払猶予後の借受残高の償還方法)



林業・木材産業改善資金償還猶予決定通知書

様

熊本県知事

年 月 日付けで申請のあった支払猶予の申請については、次のとおり承認します。

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

3 連絡事項

--

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(支払猶予後の借受残高の償還方法)

--

(別添)

各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

第 号
年 月 日

融資機関の代表者 様

熊本県知事

年 月 日付けで申請のあった、支払猶予の申請については、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日償還予定の償還額 円

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

3 連絡事項

--